

【機密性 1】

基発 0326 第 2 号  
令和 8 年 3 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

労災保険におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の指名施術所に対する療養（補償）等給付たる療養の費用の受任者払の取扱いについて

労災保険におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に対する療養（補償）等給付たる療養の費用の受任者払の取扱いについては、昭和 57 年 5 月 11 日付け基発第 326 号－2「指名施術所に対する療養（補償）給付たる療養の費用の受任者払の取扱いについて」に基づき、その取扱いを行ってきたところである。

今般、労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準（以下「施術料金算定基準」という。）に関する協定を締結している団体の会員以外の者についても、都道府県労働局長が指名したはり・きゅう・マッサージの施術所に対し、その施術に要した費用に係る療養の費用について、受任者払を認めても差し支えないこととしたから、その他所要の事項も併せ、下記のとおり整理したので、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、昭和 57 年 5 月 11 日付け基発第 326 号－2「指名施術所に対する療養（補償）給付たる療養の費用の受任者払の取扱いについて」は廃止する。

## 記

### 1 目的

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号。以下「あはき師法」という。）第 1 条に規定する業務に従事するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師（以下「施術者」という。）が担当した施術に係る療養（補償）等給付たる療養の費用（以下「療養の費用」という。）に関し、施術者が被災労働者から受領の委任を受けたときに、被災労働者の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄署長」という。）が療養の費用を支払う場合（以下「受任者払」という。）の取扱いを定めることを目的とする。

## 2 受任者払を認める対象者

施術所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）は、以下の（１）～（３）の施術者について、「４ 受任者払を認める要件」に該当する場合には、施術者に係る療養の費用について受任者払を認める施術所（以下「指名施術所」という。）として指名することができる。

- （１）施術料金算定基準に関する協定を締結している団体の会員の場合は、その団体の会員である施術者。
- （２）開設者である施術者が指名施術所で施術を行う場合は、開設者である施術者。
- （３）開設者である施術者が指名施術所で施術を行わない場合又は開設者が施術者でない場合は、当該施術所で施術を行う施術者の中から開設者が選任した者。

なお、開設者から選任された受任者払の受任者となるべき者は、他の施術者から、あらかじめ、当該施術者が担当した施術に係る療養の費用に関し、受任者になることについて同意を得ていることが必要となる。

また、開設者自らが行う施術についても受任者払の取扱いができるものであること。

## 3 指名申請

- （１）受任者払を希望するときは、受任者となるべき者が下記①②及び③の書類を所轄局長へ提出すること。
- （２）受任者が「２ 受任者払を認める対象者」の（２）に該当する場合は、下記④の書類を添付すること。
- （３）受任者が「２ 受任者払を認める対象者」の（３）に該当する場合は、下記④及び⑤の書類を添付すること。
- （４）「はり・きゅう及びマッサージ」に従事する施術者が複数名存在する施術所において、受任者以外の施術者が施術を行う場合は、他の施術者からあらかじめ同意を得ていることが必要となるため、下記⑥の書類も提出させること。
- （５）別に定める「指定・指名機関登録（変更）報告書」（診機様式第 22 号・23 号）の提出は指名申請と同時でも差し支えないこと。

なお、所轄局長と施術料金算定基準に関する協定を締結している団体の会員は、④の書類を添付する必要がないこと。

（提出書類）

- ① 「労災保険指名施術所指名申請書」（診鍼様式第 7 号）
- ② 施術所の開設届の写
- ③ あはき師法第 1 条に規定する業務に従事する施術者の免許証の写
- ④ 確約書（診鍼様式第 14 号）
- ⑤ 受任者選任届（診鍼様式第 15 号）
- ⑥ 施術費用の受任者払に係る同意書（診鍼様式第 16 号）

#### 4 受任者払を認める要件

「3 指名申請」に定める書類を提出した上で、以下の要件を満たす場合に受任者払を認めること。

- (1) 施術所は、あはき師法第9条の5（施術所の構造設備等）並びに同法施行規則第25条（施術所の構造設備基準）及び第26条（衛生上必要な措置）に掲げられた各号の要件を具備したものであること。
- (2) 施術所において
  - ① 過去において、あはき師法第3条第3号若しくは第4号に該当する欠格事由により業務の停止若しくは免許の取消しを受けた事実又は同法13条の7若しくは第13条の8の規定による罰則の適用を受けた事実がないこと。
  - ② 被災労働者の施術において、過去に架空請求、濃厚施術等の不正又は不当な取扱事例がなく、かつ、今後もこのようなおそれのないと認められること。

#### 5 指名の通知

申請書を受理した所轄局長は、「4 受任者払を認める要件」に定める要件を調査し、次により申請者に通知すること。

- (1) 「4 受任者払を認める要件」に定める要件に該当するとして指名施術所の指名を行う場合は、「労災保険指名施術所指名通知書」（診鍼様式第8号）により通知すること。
- (2) 「4 受任者払を認める要件」に定める要件に該当しないとして指名施術所の指名を行わない場合は、「労災保険指名施術所非指名通知書」（診鍼様式第8号の2）に指名しないことの理由を記載し通知すること。

#### 6 指名の期間

指名期間は、指名の日から起算して2年とし、次の場合を除き、期間満了の日の翌日において、更に2年間順次更新するものとする。

- (1) 被災労働者と受任者との間で受任者払に関し支障があった場合等（指名の取消しを行った場合を除く。）であって、期間満了の日の1か月前までに指名を行った所轄局長が更新しない旨の通知を行った場合。
- (2) 受任者から更新しない意思表示があった場合。

#### 7 指名の取消し

指名を行った所轄局長は、指名施術所の施術者が次の各号に該当する場合は、指名施術所の指名の取消しをすることができる。

この場合は、「労災保険指名施術所指名取消通知書」（診鍼様式第8号の3）により、受任者に対しその理由を付して通知すること。

- (1) 療養の費用の請求内容に架空請求等の不正又は不当の事実が認められたとき。
- (2) 関係法令及び本通達に違反したとき。
- (3) その他受任者払の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。